

尾張旭市議会委員会協議会規程

(平成27年3月3日議会運営委員会確認)

(趣旨)

第1条 この規程は、議会運営委員会協議会及び各常任委員会協議会（以下「委員会協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会協議会)

第2条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会協議会を置く。

(構成)

第3条 委員会協議会の名称及び構成員は次の表のとおりとする。

名称	構成員
議会運営委員会協議会	議会運営委員、議長、副議長
総務委員会協議会	総務委員
福祉文教委員会協議会	福祉文教委員、議長
都市環境委員会協議会	都市環境委員、議長

(会議)

第4条 委員会協議会は、議会運営委員会及び各常任委員会の委員長（以下「各委員長」という。）が招集する。

(会議の公開)

第5条 委員会協議会は、公開する。

2 委員会協議会の傍聴については、尾張旭市議会傍聴規則を準用する。

(請願及び陳情の趣旨説明)

第6条 各委員長は、請願又は陳情を提出した者から趣旨説明の申し出があるときは、委員会協議会を開催し、趣旨説明を行うものとする。

(記録)

第7条 委員会協議会の記録については、尾張旭市議会委員会条例を準用する。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、委員長が協議会に諮り、これを定める。